

改正

令和7年5月30日告示第124号

伊達市地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊達市（以下「本市」という。）への移住促進及び福島県内の企業への就職支援を目的として、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）後、本市に移住する者に対し、予算の範囲内において地方就職学生支援事業補助金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することについて、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号）その他法令等の定めるところによるほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年までの人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。）を除いた区域をいう。
- (2) 移住 東京圏の市区町村から本市に主たる生活拠点を移し、本市に住民票を有することをいう。

(交付対象者)

第3条 地方就職支援金の交付対象者は、申請時において、日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であり、別表第1に掲げる全ての要件を満たす者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者
- (2) ふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱（平成29年6月27日付け29地づ第218号 福島県企画調整部長通知）に基づく補助金のうち、本事業と同等の補助金の交付を受けている者
- (3) 市長が地方就職支援金の交付対象者として不適当と認めた者

(対象経費、交付額等)

第4条 地方就職支援金の対象とする経費は、県内企業（内定又は就職先企業に限る。以下「県内企業」という。）に就職をするために受けた面接、試験等に要した往復交通費（以下「交通費」という。）及び移住に要した移転費（以下「移転費」という。）とする。

2 交通費に係る地方就職支援金（以下「地方就職支援金（交通費）」という。）の交付額は、8千円を上限とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福島県外（合理的な場所に限る。）で採用選考の場合 交通費の2分の1の額（1円未

満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、8千円を上限とする。

- (2) 県内企業から交通費に係る支援金等が支給された場合 交通費から当該支援金等を控除した額の2分の1の額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、8千円を上限とする。

- 3 移転費に係る地方就職支援金(以下「地方就職支援金(移転費)」という。)の交付額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、6万6千円を上限とし、移転に要した経費(実費)の範囲内での支給とする。ただし、県内企業から移転費に係る支援金等が支給された場合は交付しない。

- 4 地方就職支援金(交通費)及び地方就職支援金(移転費)の交付は、それぞれ一人1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の交付申請は、地方就職支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交通費及び移転費の領収書等(内訳が明確なものに限る。)
- (2) 移住元の住所を確認できるもの
- (3) 本人確認ができるもの
- (4) 別表第2に掲げる証明書類等
- (5) 前各号のほか別表第1の要件を満たすことを証する書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定兼額確定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

- 2 審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により申請のあった年度における支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を行った申請者(以下「交付決定者」という。)からの請求に対し、速やかに地方就職支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定兼額確定通知書再交付願(様式第4号。次項において「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書を再交付するものとする。

(返還請求)

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当した場合は、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産又は災害、病気等やむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 全額の返還

ア 居住又は就業の実態がない等虚偽の内容を申請したことが明らかになった場合

イ 在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合で、地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合で、地方就職支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時において、既に本市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3月以内に福島県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 本市に転入した日から3年未満で本市以外の市区町村に転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移していなかった者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で本市以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還 本市に転入した日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移していなかった者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、伊達市地方就職学生支援事業の実施状況を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 市長は、交付決定者が、前項の規定による報告及び立入調査に応じない場合は、前条に規定する返還を請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年5月30日告示第124号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分		要件
1 移住に関する要件	(1) 移住元に関する事	ア 卒業等年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業等していること。ただし、地方就職支援金（交通費）については、在学中（卒業等の見込み）である場合も対象とする。
		イ 卒業等年度において、東京圏内に継続して居住していること。
	(2) 移住先に関する事	ア 本市に移住したこと。ただし、地方就職支援金（交通費）については、福島県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
		イ 地方就職支援金の申請時において、卒業等した日か

		ら1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
		ウ 地方就職支援金の申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、卒業等後により上記内定企業に就職し、かつ、申請日から1年以内に本市に転入し、5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
2 就業に関する要件	(1) 就業先に関する事	ア 勤務地が福島県内に所在する企業等に、前記1(1)アの要件を満たす大学等を卒業等してから1年以内に就職していること。
		イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
		ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
		エ 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等（国の機関を除く。）であること。（転勤等により本市から転出する可能性がある場合を除く。）ただし、官公庁等から交通費が支給される場合は地方就職支援金（交通費）の、移転費が支給される場合は地方就職支援金（移転費）の対象とならない。
	(2) 就業条件等に関する事	オ 地方就職支援金（交通費）においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
		ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
		イ 前記2(1)アの地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

別表第 2（第 5 条関係）

区分	証明書類等
卒業等後に申請する場合	就業証明書（様式第 2 号の 1） 卒業証明書又は修了証明書
在学中に申請する場合（交通費に限る。）	内定証明書（様式第 2 号の 2） 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの）